



第1章 総則

第1節 計画の目的

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、榛東村の地域に係る地震対策全般に関し次のことを定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進をはかり、防災体制の万全を期することを目的とする。

2 国土強靱化に関する施策の推進

東日本大震災における教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）」が制定された。

村は、「国土強靱化基本法」に基づき、国土強靱化に関し、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画「榛東村国土強靱化地域計画」（令和3年3月）を定めた。

村は、「榛東村国土強靱化地域計画」を踏まえ、本地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 用語

「第1編 一般対策編」－「第1章 総則」－「第2節 用語」に準ずる。

第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

「第1編 一般対策編」－「第1章 総則」－「第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱」に準ずる。

第4節 過去の地震被害と被害想定

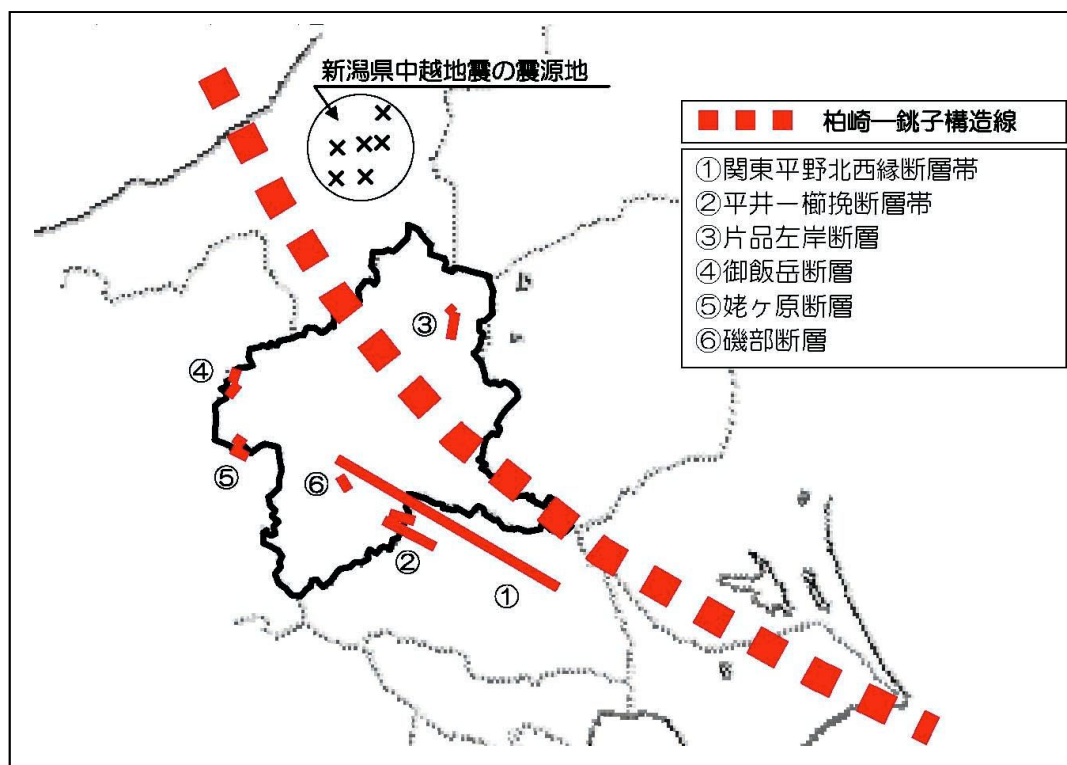
1 活断層

「柏崎―銚子構造線」が県土を南北に貫いており、新潟県中越地震では、震源地（長岡市や小千谷市等）が「柏崎―銚子構造線」付近にあったため、大きな余震が数多く発生したと考えられている。

活動度が高く規模の大きな活断層をみると、埼玉県から群馬県に「関東平野北西縁断層帯主部」と「平井―櫛挽断層帯」からなる「①関東平野北西縁断層帯」が存在する。

また、県内において死者数が最も多い地震は、昭和6年に発生した「西埼玉地震」がある。

＜群馬県内の構造線や活断層の分布＞



資料：「群馬県地震被害想定調査」、「新日本の活断層（活断層研究会編）」などから作成

2 大規模な地震歴

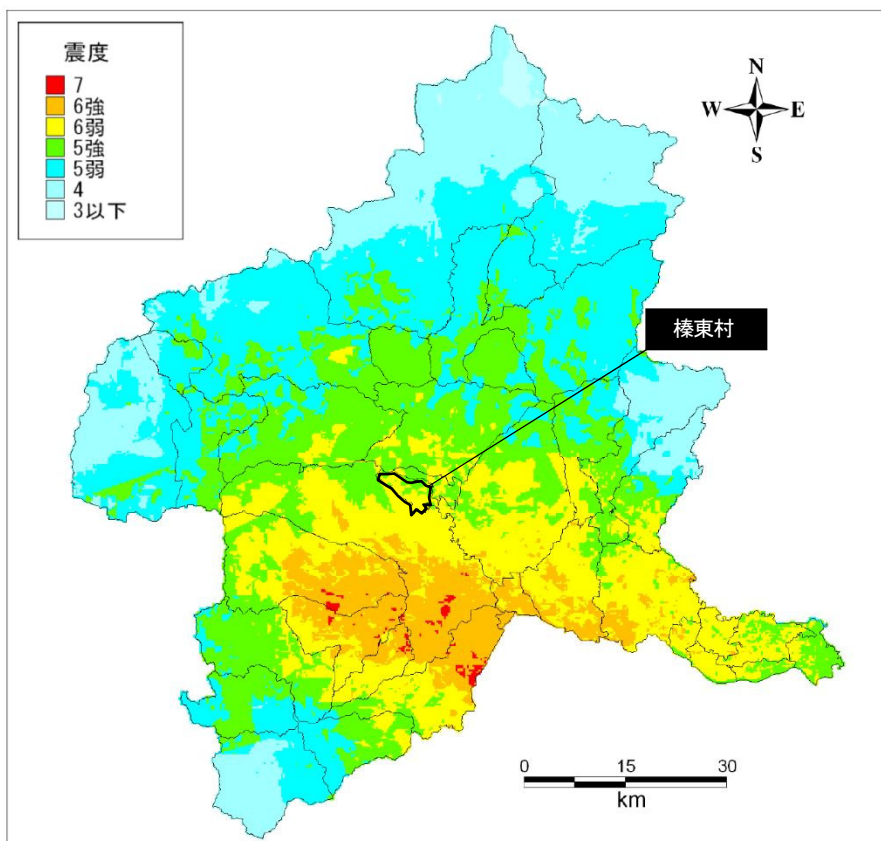
県内における主な地震は以下のとおりである。この中で死者数が最も多い地震は、昭和6年に発生した「西埼玉地震」となっている。

発生日月日	地震名 (震源)	マグニ チュード	震 度	被害状況(群馬県内)
818年 (弘仁9年)	(関東諸国)	>7.5	—	(相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野などで被害。圧死者多数)
1916年 2月22日 (大正5年)	(浅間山麓)	6.2	—	家屋全壊7戸、半壊3戸、一部損壊109戸
1923年 9月 1日 (大正12年)	関東大震災 (小田原付近)	7.9	前橋：4	負傷者9人、家屋全壊49戸、半壊8戸
1931年 9月21日 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県仙元山付近)	6.9	高崎・渋川・五料：6 前橋：5	死者5人、負傷者55人、家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964年 6月16日 (昭和39年)	新潟地震 (新潟県沖)	7.5	前橋：4	負傷者1人
1996年12月21日 (平成8年)	茨城県南西部の地震 (茨城県南部)	5.5	板倉：5弱 沼田・片品・桐生：4	家屋一部損壊46戸
2004年10月23日 (平成16年)	新潟県中越地震 (新潟県中越)	6.8	高崎・沼田・北橋・片品：5弱 富士見・赤堀・白沢・昭和：4	負傷者6人、家屋一部損壊1,055戸
2011年3月11日 (平成23年)	東北地方太平洋沖地震 (東北地方太平洋側)	9.0	桐生市：6弱 沼田市、前橋市、高崎市、桐生市、渋川市、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、太田市：5強、 <u>榛東村：4</u>	死者1人、負傷者41人、家屋半壊7棟、家屋一部破壊17,675棟
2018年6月17日 (平成30年)	群馬県南部地震 (群馬県南部)	4.6	渋川市：震度5弱 前橋市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、吉岡町、東吾妻町：4	住家一部損壊4棟

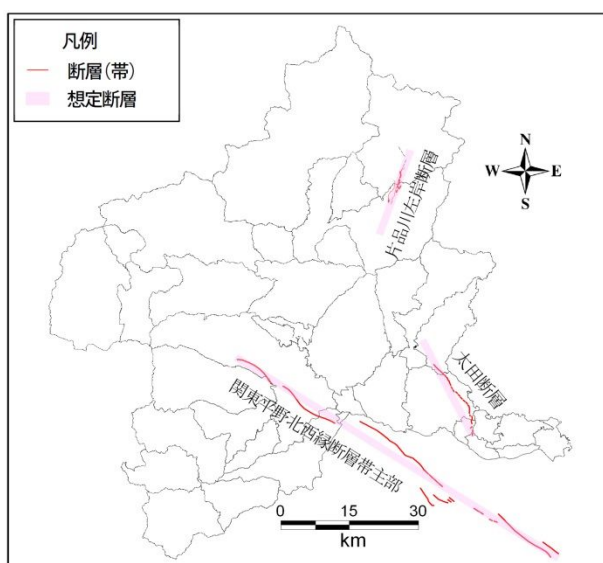
資料：「群馬県地震被害想定調査」(平成24年6月、群馬県)
「群馬県耐震改修促進計画」(平成19年1月、群馬県)
「群馬県HP」(平成24年9月11日現在、群馬県)
「群馬県地域防災計画」(令和2年3月、群馬県)

3 地震想定

群馬県が実施した「地震被害想定調査」（平成24年6月）の予測結果によると、関東平野北西縁断層帯主部におけるM8.1の地震によって、榛東村は「6弱」が予測されている。本計画では、この地震を想定した予防、及び応急対策を位置づける。



関東平野北西縁断層帯主部による地震（マグニチュード8.1）



被害想定を行う3つの断層（帯）と想定断層の位置図

資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月、群馬県）

4 地震被害想定

想定した地震による被害は、以下のように予測されている。

なお、想定断層は「関東平野北西縁断層帯主部」とし、季節と時間帯想定ケースは、被害が比較的多い「冬朝5時」とした。

被 害 項 目		榛 東 村		群馬県全域	
条 件		冬の5時（風速9m／秒）			
想定地震	規 模	マグニチュード8.1			
	タ イ プ	活断層（地震調査研究推進本部（2005）による）			
	震度分布	県南西部を中心に震度6強の範囲が大きく広がり、震度7の地点も存在する。震度6強は、県南東部にも広がっている。			
物的被害					
建物被害	全壊棟数	揺れ＋液状化＋土砂災害	24棟	59,044棟	
	半壊棟数		368棟	133,317棟	
	合計		392棟	192,361棟	
	焼失棟数	－	0棟	1,412棟	
ライフライン	配水管被害	－	9件	5,127件	
	断水世帯数	（直後）	1,254.1世帯	482,024.0世帯	
		（1日後）	681.9世帯	318,149.4世帯	
	下水道被災人口	－	134人	37,143人	
	ＬＰガス被害		34件	4,690件	
	停電率		1.0%	11.1%	
	電話不通回線予測		4回線	7,365回線	
人的被害					
建物被害による人的被害		死 者	1.1人	2,886.9人	
		負傷者	38.4人	17,313.3人	
（うち 屋内収容物の転倒・落下による）		死 者	0.3人	79.8人	
		負傷者	6.2人	1,422.2人	
屋外通行による人的被害					
ブロック塀倒壊による人的被害		死 者	0.0人	1.5人	
		負傷者	0.1人	48.7人	
自動販売機転倒による人的被害		死 者	0.0人	0.0人	
		負傷者	0.0人	0.1人	
屋外落下物による人的被害		死 者	0.0人	0.0人	
		負傷者	0.0人	0.0人	
土砂災害による人的被害		死 者	0.0人	236.2人	
		負傷者	0.0人	295.5人	
火災による人的被害		死 者	0.0人	8.3人	
		負傷者	0.0人	85.0人	
その他					
避難者予測		（1日後）	1,249.5人	543,589人	
		（1か月）	329.9人	262,270人	
帰宅困難者数		帰宅困難者	0.0人	146,099.7人	
		徒歩帰宅者	6,841.0人	1,133,899.3人	

資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月、群馬県）

第5節 減災目標

群馬県では、令和4年度までに地震被害想定調査による死者数の60%減少、経済被害の50%減少を目標とした「群馬県地震防災戦略」を策定し、減災に寄与する各種施策・事業を推進している。榛東村においてもこれらの事業を推進し、計画的な地震被害の軽減を図るものとする。

「群馬県地震防災戦略」の概要

基本目標1：県民の生命を守る（犠牲者の軽減）	
方針1. 発生前に行うこと（予防対策） ○自らの命を守り、家族と地域住民の命を守る対応力を身につけるための対策 ○住宅やライフライン施設等の耐震化などを促進することにより、県民の生命を守る対策 ○揺れによる土砂災害等を防ぐとともに、それらに起因する集落の孤立を防止・解消する対策	（主な対策） ○防災教育の推進、防災意識の啓発 ○自主防災組織の育成 ○防災訓練の実施 ○男女共同参画の視点からの対応 ○住宅、施設の耐震化の促進 ○家具類の転倒、落下防止対策等の促進 ○ブロック塀の安全対策の促進 ○屋外広告物の安全点検の推進 ○ライフライン施設の耐震の促進 ○道路等公共施設の防災対策の強化 ○建物の耐火性能の向上 ○避難地・避難路の整備 ○消防団の機能強化、消防水利の確保、家庭内における火災対策の強化 ○急傾斜地崩壊対策及び治山対策の推進 ○ため池対策の推進 ○孤立集落対策の強化 ○水位局の停電対策の推進
方針2. 発災直後に行うことへの備え（初動対策） ○人命救助や被害拡大を防ぐための活動や情報収集体制を強化する対策 ○医療救護体制の強化、避難所運営や災害時要援護者を救うための体制を強化する対策	（主な対策） ○災害時の活動体制の強化 ○道路の通行・交通規制体制の整備 ○業務継続計画の策定 ○広域応援・受援体制の整備 ○避難所運営体制の整備 ○帰宅困難者対策の強化 ○情報通信手段の整備 ○県民への情報発信体制の整備 ○医療・救護・搬送体制の強化 ○災害時要援護者の避難支援体制の整備
方針3. 発災後から行うことへの備え（応急・復旧対策） ○助かった人命を守るための物資等の確保や心と体の不安を取り除くための対策 ○生活基盤となるライフライン施設などを早期に復旧するための対策	（主な対策） ○備蓄物資の確保対策の推進 ○食料・生活必需品等の調達・供給体制の整備 ○応急給水体制の整備 ○トイレ・下水処理体制の整備 ○被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備 ○被災者の健康管理、メンタルケア対策の強化

	○被災者の相談受付体制の整備 ○ライフライン施設の応急復旧体制の整備 ○交通施設の早期復旧体制の整備 ○河川施設の応急復旧体制の整備
基本目標2：県民の生活を守る（不便の軽減）	
方針1．発災後～1か月間に行うことへの備え（応急・復旧対策） ○被災したライフライン施設などを早期に復旧し、被災者の生活を安定させるための対策	（主な対策） ○被災者の生活安定化・支援体制の整備 ○災害ボランティア活動体制の整備
方針2．発災後1か月以降に行うことへの備え（復旧・復興対策） ○被災から立ち直り、安定した県民生活を早期に実現させるための対策	（主な対策） ○被災者用住宅の確保対策の検討 ○地震保険の加入促進 ○災害廃棄物等の処理体制の整備 ○復興計画の作成
基本目標3：経済被害を減らす（被害額の軽減）	
方針1．発災前に行うこと（予防対策） ○住宅やライフライン施設等の耐震化などを促進することで、直接的な経済被害を減らす対策	（主な対策） ○工業用水道施設の耐震化の促進
方針2．発災後から行うことへの備え（応急・復旧対策） ○企業活動が被災後に迅速に立ち直り、経済被害の拡大を防ぐ対策	（主な対策） ○工業用水道施設の応急復旧体制の整備 ○事業者による事業継続の取組の推進